

Title	新井白石の貨幣政策論：「白石建議」を読む
Sub Title	Arai Hakuseki's monetary policy
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.106, No.1 (2013. 4) ,p.135- 145
JaLC DOI	10.14991/001.20130401-0135
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130401-0135">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130401-0135</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

## 新井白石の貨幣政策論

——「白石建議」を読む——

寺 出 道 雄

### （一）はじめに

本稿では、新井白石（1657（明暦3）-1725（享保10）年）の「白石建議」（以降、「建議」と略称することが多い）の内から、「改貨議」（1713（正徳3）年）として知られている部分とその関連部分、すなわち、「建議」でいえば、四・五・六・七・八について読むとともに、ごく簡単な説明をおこなう。「建議」とは、徳川七代将軍・家継への建議の意味である。しかし、家継は子供であったから、彼の死（1716（享保元）年）と八代将軍・吉宗の登場までは幕政の

中枢にいた白石の建議は、幕府による貨幣制度の改革を主導するものとなった。

白石の政治論・経済論は、少なくとも戦後においては、高くは評価されてこなかった。すなわち、そうした評価に先鞭をつけた、丸山真男の評言を引けば、彼の政治論・経済論とそれにもとづく政策は、あまりにも「公卿の礼治主義<sup>(1)</sup>」であった、というのがその主旨である。そのことは、彼が、歴史家・文学者として高く評価されてきたのと対照的であった。

特に、その貨幣政策論は、後述する正徳期・享保期における、良鑄された金貨・銀貨の発行による貨幣数量の収縮によって、米価——

(1) 丸山（1983）p. 123.

この表現には、白石が朱子学者であったことへの、丸山の「偏見」が含まれていないであろうか。他方で、丸山は、海保青陵による白石・徂徠に対する評言を、その2人の政治論・経済論は「経験的＝帰納的観察」（同書 p. 294.）にもとづくものであると要約し、その青陵の評言を肯定的に見ている。しかし、丸山（1983）の論理構造に、「経験的＝帰納的観察」を重視する朱子学者などに存在の余地はあるのであろうか。

すなわち、当時において最も重要な財の価格——を指標とみなせば、急激に長期にわたるデフレーション傾向を招いてしまった。したがって、その経済論の評価はかんばしくない。しかし、2013年が、「改貨議」が著わされてから300年となる記念として、その貨幣論と貨幣政策論とを読み直せば、彼の「失政」という事実は、当然、不変でも、その経済論における思考の論理性とその時代的制約の一端については、少しは認識を改める機会となりうるのではないかと考える。

本稿では、試論として、以上の点を述べる。もちろん、現在の貨幣（銀行券）の発券主体である日本銀行が独立した法人であるのに対して、<sup>(2)</sup> 徳川時代に、独立した中央銀行があった訳ではない。幕府自身が、中央銀行をも兼ねていたのである。したがって、以降では、必要があるときには、「貨幣当局」という言葉で、幕府の中央銀行としての役割を表現することにする。

以下、(二)の「白石の議論」では、「建議」の関連部分を紹介するとともに、その部分の簡略な説明をおこなう。(三)の「おわりに」では、本稿での議論を要約する。

なお、「建議」の関連文献としては、『西洋紀聞』（1715（正徳5）年）と『折たく柴の記』（1716（享保元）年）とがある。いずれも、白石の代表的な著作として知られている。

前者は、1709（宝永6）年に、日本に密入国した、ローマ教会が送った司祭である、イタリア人シドッチ（Juan B. Sidotti, 1715（正徳5）年に江戸で獄死）に対しておこなった尋問の記録である。白石は、国法を犯したシドッチを罰したが、その人格や天文・地理に関する博識には、深く共感・感嘆した。後述するように、「建議」には、シドッチに対する尋問の際、諸国の貨幣について見聞したことが、白石の貨幣問題に関する知識を増したことが明記されている。<sup>(3)</sup>

また、後者は、白石が、還暦（数え年）を迎えた年に著わされた自伝である。それが、『福翁自伝』とならぶ自伝文学の傑作であることでは、評価は一致している。そこにおいては、「建議」の関連部分について、紹介がなされている。

しかし、本稿では、簡略を期すために、その両書からの直接の引用はおこなわない。

## (二) 白石の議論

### 1. 貨幣数量説と貨幣政策論

白石の議論は、まず、「近世以来」（近年來の意味）における物価状況についての認識から始まる。

「近世以来天下の財用通じ行はれ難く、万物の価年々に高くなり来り、公私の難儀に

(2) この点、「日本銀行法」第六条を参照。

(3) 同書の日本思想史上での意義については、村岡（1940）の叙述が、最も簡にして要をえている。

「吾人は実に、西洋文化に対して、形而下に学ぶべく形而上に取るに足らずとする徳川時代的评价が、殆んどここに決定され、同時に、明治開国の原因を為した所謂洋学の端緒が、ここに始めて開けたのを見得るのである。」（村岡（1940）p. 72.）

及び候」。(p. 191.)

そうした認識のもとで、彼の議論は、すぐさま核心におよぶ。

「凡そ物の価重く候事は貨の価軽きにより候て、貨の価軽くなり候事は其数多きが故に候へば、法を以て其貨を収めて其数を減じ、又物の価軽く候事は貨の価重きにより候て、貨の価重くなり候事は其数少きが故に候へば、法を以て其貨を出して其数を増し、貨と物とに軽重なきごとくに其価を平かにし候時は、天下の財用ゆたかに通じ行はれ由相見え候。」(pp. 191-2.)

「もし此説に拠り候はば、当時万物の価の重くなり候事、金銀の数多く候て其価軽くなり候故により候事疑ふべからざる事にて候。」(p. 192.)

以上では、「貨幣数量説」的な貨幣論が述べられている。それとともに、そうした貨幣論にもとづく貨幣当局の政策のあるべき基本が述べられている。すなわち、物価が上昇する原因は、貨幣数量の過多にあるのだから、貨幣当局は貨幣数量を減少させねばならず、物価が低下する原因は、貨幣数量の過少にあるのだから、貨幣当局は貨幣数量を増大させねばならない。貨幣当局は、市場で流通する貨幣数量を調整することによって、物価の安定・貨幣価値の安定を図るべきである、とするのである。

ここで注目すべきことは、白石が、金・銀貨

の品位を家康の定めた慶長期のそれに復することそのものを先に語ったのではないことである。彼は、貨幣の品位の回復をではなく、貨幣数量の調整——減少のみでなく増大を含む——による物価の安定を、何よりも先に語っていたのである。<sup>(4)</sup>

## 2. 貨幣政策と財政政策

それでは、何故、現に物価は上昇しているのであろうか。

「元禄以来金銀の法を变じ候事を申行ひ候事、当時上の御財用其入り候所を以て其出候所をはかり候に、其入り候所其出候所の半には及ばず候故に、……慶長以来の金銀の法を改め、金をば銀を雑造り、銀をば銅を増加候て、天下通行の金銀の数を増され候由を申沙汰し候得ども、真実は慶長以来造出され候ほどの金銀の数其半を奪ふべきための術にて候き。」(p. 192.)

そして、そうした元禄期・宝永期の金・銀貨の改鑄・増鑄によって、「下にしては人民の怨み候て、物価もようやくに増し、上にしては天地の心も怒り候て、災変もしきりに降り候ひしかば、初収め奪はれ候所の金銀悉皆傾け竭され候き。」(p. 193.)ということになった。

ここでは、物価の上昇は、元禄期・宝永期の金・銀貨の改鑄・増鑄によるとされる。

そこで、慶長期(1601年)の金・銀貨と元禄期(1695年)・宝永期(1710年)の改鑄、そして、正徳期(1714年)の改鑄とを比べれば、

---

(4) この点、「日本銀行法」第二条を参照。

表 慶長期から正徳期の改鑄までの金・銀貨

	小判		丁銀・豆板銀
	重量(匁)	金含有率(%)	銀含有率(%)
慶長	4.76	86.8	80.0
元禄	4.76	57.4	64.0
宝永	2.50	84.3	32.0
正徳	4.76	84.3	80.0

出所：杉山（2012）p.54. の表 4-1 より関連部分を摘出。宝永の銀貨は、三宝字銀。

表のようになる。<sup>(5)</sup>

正徳期そして享保期（1716年）の、金・銀貨の発行によって、その品位は、慶長期の品位に復したのである。

その場合、白石は、元禄期・宝永期の改鑄・増鑄の目的は、物価政策にあったのではなく、もっぱら、幕府が財政赤字を解消するため、すなわち、出目をえるために、「慶長以来造出され候ほどの金銀の数其半を奪ふべきための術」であったとする。白石は、「奪ふ」という強い表現を用いて、改鑄を批判している。それは、1706（宝永3）年に若年寄支配となった彼が、元禄期・宝永期の改鑄・増鑄を主導した勘定奉行・萩原重秀と対立し、1712（正徳2）年に彼を罷免させた、という経緯があったからである。

ここで、より正確に見れば、金貨は銀等の有価物を含み、銀貨は銅等の有価物を含むから、その「品位」の計算は複雑になる。以上のような事情を踏まえながら、宝永期の小判の含有金量を、単純に、重量4.76匁の貨幣当たりの数値であるとする、その金含有率は、約44.3%になる。そうすれば、宝永期の小判

は、元禄期の小判よりも、さらに金での「品位」は低くなったことになる。

また、「天地の心も怒り候て、災変もしきりに降り候」というのは、元禄地震・宝永地震、宝永期の富士山噴火を指すのであろう。それらは、幕府の財政を揺るがせる要因となった。

ここで注目すべきことは、白石が、財政政策への顧慮のみから貨幣制度を変更することに批判的であったことである。もちろん、幕府の財政政策と貨幣政策とが大きく別の方向を向いたものであっては、意味はない。しかし、貨幣政策を財政政策に完全に従属させてしまつてはならない、とするのである。<sup>(6)</sup>

### 3. 貨幣の品位と金・銀貨の比価

以上の点につづいて、白石が注目し批判するのは、元禄期の改鑄において、金・銀貨の改鑄の基準がそろわなかったために、金貨と銀貨との比価に変動が生じてしまったことである。

「これより後天下の人、新金新銀を見候所、銀は猶金よりも其品まさり候と心得候

(5) 銀貨は、秤量貨幣であったから、銀の含有率のみが問題となる。

(6) この点、「日本銀行法」第三・四・五条を参照。

ひしかば、金銀の価はじめて平かならず。」  
(p. 193.)

このような事情には、白石自身の貨幣観と「天下の人」の貨幣観との違いが表現されている。

すなわち、白石の貨幣論は、基本的には、「貨幣数量説」的であるが、「天下の人」は貨幣の品位を問題としても行動するから、そうした事態が起きるのである。彼は、元禄期の改鋳時に、「天下の人各其宝を失ふべき事を惜み候て、当時に通用すべきほどの数をはかり候て出し替候ひしかば蔵め貯候」(p. 193.)という行動があった、と指摘する。悪貨が市場での流通に回され、良貨である慶長の金・銀貨は、蓄蔵されてしまった——悪貨が良貨を駆逐した——とするのである。

すなわち、白石は、貨幣の機能を財の流通手段として見るのに対して、「天下の人」は、貨幣の機能を富の蓄蔵手段としても見て行動するのである。その場合、白石が、貨幣の富の蓄蔵手段としての機能を重視しないことは、彼が、高品位の金・銀貨を蓄蔵するなどということは武家としてあるまじきこと、と考え<sup>(7)</sup>ていたこと——この点では、荻生徂徠も同じ——による。

「凡武士たるほどのものども金銀の品の高下など申す事は、もとよりわかまへ知る所にあらず候。」(p. 248.)

ここで注目すべきことは、白石が、貨幣の財の流通手段としての機能を重視したことが、彼自身の貨幣論を、基本的に「貨幣数量説」的にすることに帰結したこと——この点でも、徂徠も同じ<sup>(8)</sup>——である。

さて、白石は、「天下の人、新金新銀を見候所、銀は猶金よりも其品まさり候と心得」のために金・銀貨の比価が変わったと述べていた。ということは、彼の元禄期の改鋳についての認識は、それによる「金安銀高」は過剰であり、「銀安」を凶らねばならない、ということであった。ところが、その後、宝永期の改鋳を経て、「時勢又一変し候て銀の値甚だ賤しくなり来り、」(p. 248.)金・銀貨の比価は、一時、金一両＝銀九十匁以上となり、後述するように、金一両＝銀六十匁を適切な比価と考えていた白石にとっても、過度の「銀安」となった。そして、実際にも、彼による改鋳の効果は、「金高銀安」の是正であった。

ここで、元禄期の金・銀貨と宝永期の金・銀貨とについて、それぞれの相対的な関係を比較すれば、元禄期の小判の金含有率が、銀貨の銀含有率に比べて低かったのに対して、宝永期の小判の金含有率は、銀貨の銀含有率に比べて高かったのである。ところが、元禄の金・銀貨の発行総量の金・銀含有量は、宝永のそれより多かった。(pp. 254-7. より算出)したがって、白石の、金・銀貨の比価についての議論は、先ず、時間的にも先行する、元禄期の改鋳を基準として「銀高」を問題とし、そ

(7) 寺出(2012)を参照。

(8) 同上を参照。

の後に、それにつづいた宝永期の改鑄を基準として、当面の「銀安」を問題とすることになったのである。

その場合、白石自身は、金貨の品位を高めることは、技術的困難の多い銀貨の品位を高めることより容易である、(p. 231.) と考えていた。しかし、金貨の品位を高めれば、銀にその分の余りがでるから、銀貨の品位を高めることには、金貨の品位を高めることより容易である側面があった。そして、このことも、「銀安」の是正に帰結した、正徳期・享保期の金・銀貨の発行の性格を決めていく一要因となったのではあるまいか。

#### 4. 金遣い圏と銀遣い圏

次に、白石が、金遣いと銀遣いとが存在するという実情を考慮した貨幣政策をおこなうべきである、と考えていたことについて読む。

「江戸大坂に引替候場を立てられ候て、しかるべき町人をして其事を承らせ、……銀座の者共を立合せ、御役人をも撰ばれ候て、其場の奉行として差遣さるべき御事に候。その中、東国よりは西方の国々におゐて多くは銀を以て通行し候事に候へば、大坂にて引かへ候数は、江戸よりは多かるべき事に候。……これらの所をよくよく相はからひ、銀鈔の数をよろしく配当し候て、少も事の滞候事なきやうに御沙汰有べき御事に候。」<sup>(9)</sup> (p. 212.)

ここで注目すべきことは、白石の貨幣政策論が、日本国内に金遣い圏と銀遣い圏という2つの貨幣圏があったことを容認し、そのそれぞれにおいて、貨幣、ひいては財の流通が、「少しも事の滞候事なきやうに」すべきであると提言していたことである。このことの意味は、金遣いであった政治都市・江戸と銀遣いであった経済都市・大坂との重要性を考えれば、明らかであろう。

#### 5. 貨幣の品位とデフレーション

それでは、何故、正徳期・享保期の金・銀貨の発行が、家継の死による白石の政治的失脚にもかかわらず、米価を指標とすれば、長期にわたるデフレーション傾向に帰結してしまっただけであろうか。それは、金・銀貨の高品位性を維持しながら、金・銀貨の数量の長期におよぶ減少を招かないためには、金・銀の現物の量が不足していたからであろう。

事実、正徳期の改鑄以降、金・銀貨の悪鑄に転じる1736(元文元)年までは、貨幣量が減少し、その後、貨幣量は増大していった。<sup>(10)</sup>

正徳期の改鑄以後における事態を、金でもって例示すれば、金貨の最大発行可能量である、

(新貨幣としての流通金量+幕府の保有する金量+産金量-輸出金量) / 新貨幣1両の含有金量、

の値が、

(旧貨幣としての流通金量+幕府の保有する金量+産金量-輸出金量) / 旧貨幣1両の含有

(9) ここでの叙述は、後述する「銀鈔」の発行時における、旧銀貨と「銀鈔」との交換を問題としている。

(10) 杉山(2012) p. 55. の表4-2を参照。なお、1725(享保10)年にも慶長期と同品位の金貨の発行がなされた。

金量、

の値を下回ってしまったのである、と推測できる。

白石が重視していたのは、金・銀の国外への輸出・流出である。彼は、その点に関する歴史的な経緯について、次のように述べる。

「慶長六年より宝永五年迄百七年の間、…  
…外国に入りし金は、只今我国にある所の金の数三分一が一に当れり。……銀は、只今我国にある所の数よりは二倍ほど多く外国に入りし也。」(p. 241.)

この数値は、慶長期と同品位の良貨である、享保期の金・銀貨の、最大発行可能量のみでなく、その実際の発行量に強い制約を与えるのに十分なものであった、といえるであろう。

それでは、さらに、何故、個人的には貨幣の品位を問わない白石が、金・銀貨の品位にこだわったのであろうか。

それは、先にふれたように、「天下の人」が貨幣の品位を問題としても行動するからであった。また、それは幕府の威信を回復するためでもあった。その場合、幕府の威信とは、単に、日本国内における威信のみではなかった。白石は、シドッチが所持していた諸国の貨幣を見、彼の陳述を聞いたことによって、日本の貨幣の品位の低さを知ったのである。

「某先年仰を奉り候て大西洋邏馬国の人に  
あひ候時、万国の中にて通じ行はれ候金銀  
の事をも承り、其持来り候物共を見候にも、

皆々むまれながらの物にて、其出候地方によりて其品は同じからず候へども、銀銅などを以て金銀に雑造り候て、宝とし候ことはなく候由相聞候」。(p. 191.)

金・銀は国境をもたないから、「鎖国」のなかでも、長崎貿易を通じて、日本の金・銀貨は国外に流出していた。シドッチが密入国したとき、彼は日本の貨幣をも所持していた。白石にとって、金・銀貨の品位を高め、「国際標準」に復帰することは、「鎖国」のなかでの国威の発揚だったのである。

こうした、白石の金・銀の国外への流出についての認識にもとづく、海外貿易の制限による金・銀の国外への流出制限令である、「海舶互市新例(長崎互市ノ法)」は、1715(正徳5)年に発布された。白石は、金・銀を日本国内に留めることに強く意を用いたのである。もっとも、彼には、海外貿易を統制し、国外からの金・銀の獲得によって積極的に、そうした金・銀の姿をとった「国富」を増大させるという意味での「重金主義」への志向は見られなかった。むしろ、彼は、「鎖国」を所与として、国内での貨幣制度の改革の遂行と国内外での幕府の威信の誇示を目的として、金・銀貨の品位を高め、その高品位性の維持のために、金・銀の国外への輸出・流失量の制限を志向したのである、といえるであろう。<sup>(11)</sup>

## 6. 貨幣制度の改革の基本

最後に、白石による貨幣制度論の内から貨

---

(11) 白石の対外経済政策は、ヨーロッパ諸国における、「重金主義」とは異なっていた。



幣制度の改革の基本論を読む。

「某愚存の及び候所基本たるべき事五つ有<sub>レ</sub>之候歟。一には、金銀共に慶長の法のごとくにあるべく候。二には、上の御費を惜まるべからず候。三には、下の利を奪はるべからず候。四には、此事にあづかり候役人を撰ばるべく候。五には、誠信を失はるべからず候。」(p. 208.)

一については、白石が、前述のように、幕府の国内外における威信の維持ということも合わせて、貨幣の度量標準をみだりに変更すべきではないと考えていたことである、といい換えることができる。

そして、興味深いことは、白石が、「金銀共に慶長の法」に復するための改鑄にあたって、金・銀の現物の当面の不足に対応し、旧貨から新貨への移行期の混乱を防ぐために、「金鈔」(将来において、良鑄された金貨との兌換が可能となる紙幣)と「銀鈔」(将来において、良鑄された銀貨との兌換が可能となる紙幣)とを發行すべきことを提言していたことである。

「銀鈔を造られ、銀鈔六十匁を以て、金には一兩、錢には四貫文に替候て通行すべき由の法をたてられ、江戸大坂両所におゐて、元禄以来の新銀共と引替らるべき事。」(pp. 209-10.)

「金鈔をも造出し、元禄金今の新金に引かへ……慶長の法のごとくの上金に改造候て出し行はるべき事。」(p. 229.)

幕領であった江戸や大坂の両替商や大商人達も、諸藩における藩札の發行について知悉していたから、彼らにとって、幕府による金鈔・銀鈔の發行は、突飛なものではなかったであろう。

もっとも、金鈔・銀鈔の發行の成否は、彼らの貨幣当局への信任如何にかかるのであるが。特に、経済の成長の持続によって貨幣数量を増大させる必要がある場合には、「金鈔」・「銀鈔」の發行は、恒常化され、拡大されていかなければならない。しかし、徳川時代において、そうした幕府が發行した、さまざまな兌換期日をもった、将来において兌換が可能とされた紙幣が、実際に兌換可能とされ、金・銀貨と大きくは違わない相場で、ならんで流通しえたかは、はなはだ疑問であろう。<sup>(12)</sup>

二については、白石自身が、「国は義を以て利とすると申す事候へば、前御代の御徳意を奉られ、当時公私の大害を除かれ天下のために其宝を宝とせられ候べき大義を行はれ候はんには、必らず天下の大利は上に帰し奉るべき御事に候。然らば、比等の御費等論ずるにたるべからず候。」<sup>(13)</sup>(p. 208.)と、説明している。

貨幣当局は、貨幣制度の改革のためには、費

(12) 逆に、歴史的事実を離れていえば、金鈔・銀鈔の發行は、兌換期日を特定しない兌換紙幣の發行の起点ともなりえるものであった。「天下の人」の貨幣当局への信任が確保され、そうした紙幣の發行と順調な流通とが実現すれば、紙幣の兌換準備率は、1より十分に小でよいから、その發行量を増大させることも可能であったことになる。

(13) ここで「前御代」とは、徳川六代将軍・家宣の治世のこと。

用を惜しんではならない。良好な貨幣制度は、市場における民間の取引を円滑にし、そのことは、結局においては幕府の利益となるのだから、という意味である。貨幣制度の改革に当たっては、官民の共益をはかるべきである、との提言である。

三については、白石自身が、「金銀の法を改られ候につきて、元禄以来の事のごとくに、上の御ために其利を……相謀候はば、必らず思はざる外の難事出来り候べき歟。」(p. 209.)と、説明している。

前述のように、貨幣制度の改革において、それを幕府の財政政策に完全に従属させてしまってはならない、との提言である。もっとも、徳川時代において、徳川家の家政と幕府の幕府としての財政とは分離されていなかった。したがって、この提言は、徳川家への戒めでもある。

四については、白石自身が、「たとひ其才略はなく候とも、其操清廉にしてよく其法を謹守るべき人々を撰ばれ候にはしくべからず候」(p. 209.)と、説明している。

もちろん、貨幣制度の改革において、どのような金・銀貨をどれだけ鑄造するか意思決定を、「才略」のない人に委ねることはできない。しかし、その鑄造そのものには、「金座銀座の輩を始て多くの町人共」(p. 209.)がかかわらざるをえない。そして、金座や銀座の町人達は、それぞれに個別利害をもっている。もし、金・銀貨の鑄造過程において、そうした個別利害が不正な手段によって入り込めば、「其禍天下の人民に及」(p. 209.)ぶことになる。そうした事態を防がなければならない、

との提言である。

五については、白石自身が、貨幣制度の改革という、「天下の事、其誠なく其信なく候て行はるべき事、万々に其理なき事に候しからば、此法を行はるべき御事は、其詐を行ふ事もなく、其約にたがふ事もなく、其賞其罰わづかもその私をいれずして、天下の人民、上を信じ服し奉る事、天地神明のごとくにあらずしては、たやすく行はれ難く候べき歟。」(p. 209.)と、説明している。

この説明は、白石が、貨幣制度の改革についての大原則を提言していることになる。「天下の人民」の信任をえていない貨幣当局が貨幣制度の改革を実施すれば、経済は混乱に陥る、ということである。そして、この提言は、「三」にいう、幕府が出目をえるために貨幣制度を変更することを排除するべきであるとの提言と密接に結びついていた、ということができよう。

### (三) おわりに

以上、前節全体で、白石の貨幣論・貨幣政策論を概観し、最後の項では、彼の貨幣制度の改革の基本論を見た。その要旨は、貨幣政策の主要な目的は、市場における財の円滑な流通を保証し、かつ、物価の安定・貨幣価値の安定をはかることにあり、そのための貨幣制度の改革の根本には、「天下の人民」の貨幣の発行主体である貨幣当局に対する信頼を確保する必要がある、というものであった。

白石の貨幣政策論は、当時の製金・製銀の技術を周到に踏まえ、また、入手しうる統計に

十分に依拠した画期的な経済論であったといえる。白石の議論の骨子を問題とした本稿では、ごくわずかししか紹介出来なかったが、彼の——彼にとっての歴史のおよび現代的——統計の提示は極めて充実したものであった。また、彼は、その議論を、そうした統計上の数値の計算にもとづいてもおこなった。

そうした白石の議論の方法は、18世紀初頭の経済論として、「日本」という境界を越えて、特異なものではなかったであろうか。

しかし、その実際の政策は、インフレーションの終息を越えて、米価を指標とすれば、急激に長期にわたるデフレーション傾向を招いてしまった。

経済の成長がつづくもとで長期にわたって物価を安定させるためには、貨幣供給量を経済成長率に合せて安定的に増大させていかなければならない。いわゆる「k%ルール」である。そして、金・銀の現物の不足という状況のもとでは、貨幣数量の安定的な増大は、金・銀貨の高品位性への固執を排除しなければ不可能であった。白石の「金鈔」・「銀鈔」を発行するという構想は、たとえそれが実現されたとしても、急速なインフレーションが一応終息した後に、貨幣数量を増大させる必要がある局面になれば、その限界を露呈することになったであろう<sup>(14)</sup>。しかし、そうした困難をも克服しうる政策を、18世紀初頭の、しかも、他方で、幕府の威信の回復・維持を目指さなければならぬ立場にあった白石に求めることはできないのではないか。彼は、その時代

的制約によって強いられた、打開の困難な難問に直面したのである、といえるであろう。

(経済学部教授)

## 参 考 文 献

- 新井白石 (1977) 「白石建議」『新井白石全集』第六卷, 国書刊行会。  
—— (1968) 『西洋紀聞』(宮崎道生校注) 東洋文庫・平凡社。  
—— (1978) 『折たく柴の記』(松村明校注) 以下に所収。『日本古典文学大系』95, 岩波書店。  
荻生徂徠 (2011) 『政談——服部本』(平石直昭校注) 東洋文庫・平凡社。  
岩橋勝 (1988) 「徳川経済の制度的枠組」以下に所収。速水融・宮本又郎編『経済社会の成立』(『日本経済史』1) 岩波書店。  
大口勇次郎 (1989) 「幕府の財政」以下に所収。新保博・斎藤修編『経済社会の成立』(『日本経済史』2) 岩波書店。  
勝多勝年 (1973) 『新井白石の学問と思想』雄山閣。  
栗田元次 (1952) 『新井白石の文治政治』岩波書店。  
杉山伸也 (2012) 『日本経済史——近世—現代』岩波書店。  
高埜利彦 (1994) 「一八世紀前半の日本——泰平のなかの転換」以下に所収。『講座 日本通史』13, 岩波書店。  
寺出道雄 (2012) 「荻生徂徠 素人の読み方——『政談』を学ぶ」『三田学会雑誌』105 巻3号。  
野村兼太郎 (1948) 「新井白石」以下に所収。『近世日本の経世家』泉文堂。  
丸山真男 (1983) 『日本政治思想史研究』東京大学出版会。  
三田稔光 (1977) 「白石先生年譜」以下に所収。『新井白石全集』第六卷, 国書刊行会。

(14) 注 12 を参照。

村岡典嗣（1940）「新井白石の一書簡とその解説」以下に所収。『増補 日本思想史研究』岩波書店。

安国良一（1994）「貨幣の機能」以下に所収。『講座 日本通史』12，岩波書店。

\*「白石建議」と「白石先生年譜」を含む『新井白石全集』第六巻は，明治40年刊『全集』第六巻の印影による復刻である。

「建議」からの引用において，旧漢字は，新漢字に直した。また，「建議」には，句読点が打たれていないが，それは，筆者が加えた。「く」の字状の繰り返し記号等は，字による繰り返しに変えた。闕字は，捨象した。さらに，武家の一人称である「某（それがし）」や注にあたる部分が，小字であるのは，他のポイントにそろえた。振り仮名は，同版のものである。同版からの引用頁は，引用の直後に（・）で示した。